

一般社団法人 溶接学会 役員選任規程

平成 23 年 4 月 21 日 制定

(総則)

第 1 条 一般社団法人溶接学会の役員を選任に関しては、「一般社団法人溶接学会定款」の規程に基づくほかは、この規程による。

(理事および監事の定数)

第 2 条 理事の定数は、15 名以上 20 名以内とし、監事の定数は 2 名以内とする。

(理事および監事の選任方法)

第 3 条 理事会は、理事および監事の候補者を、正員の中から推薦することができる。

2. 理事および監事の候補者は、総会の議決によって選任される。

(理事および監事選任の日程)

第 4 条 理事および監事選任の総会の日程は、理事会において定める。

(理事および監事選任結果の公表)

第 5 条 選任された理事および監事は、ホームページ等により公表する。

(理事および監事の欠員補充)

第 6 条 理事および監事に欠員が生じたとき、理事会は補充者を選出し、総会の議を経てこれにあてることができる。

なお、補充者の任期は、前任者の残任期間とする。

(理事および監事の任期)

第 7 条 理事および監事の任期は 2 年とする。ただし、重任を妨げない。

なお、任期中に定款第 25 条によって解任された場合には、役員資格は喪失する。

(規程の改正)

第 8 条 この規程の改廃は、理事会の議決および総会の承認を得て実施する。

附則

この規程は、制定後の最初の役員を選任から適用するものとする。